

福岡県公報

平成26年8月29日
第3624号

目次

告示(第734号-第758号)

○漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	(水産振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	7
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	8
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	9
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10

公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	12
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	12
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	15
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	15
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	16

告 示

福岡県告示第734号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
大川市大字小保 大川市大字小保	古賀 雅 敏 西 正 好	大川漁業協同組合の地区 (特定のり大川加入区)	のり養殖業

福岡県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
京 築	県道	長 尾 稗 田 線 平 島	前	行橋市南泉一丁目472番1先から 行橋市泉中央八丁目161番1先まで	10.7 ～ 42.0	330.0	うち一般国道496号重用延長40m
			後	行橋市南泉一丁目472番1先から 行橋市泉中央八丁目161番1先まで	10.7 ～ 42.0	330.0	うち一般国道496号重用延長40m

福岡県告示第736号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	長 尾 稗 田 線 平 島	行橋市南泉一丁目472番1先から 行橋市泉中央八丁目180番1先まで

福岡県告示第737号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字柘田字善開田908
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字善開田908（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第738号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市建花寺字高敷1641、八木山字スキム田2978の7

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第739号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字畑田1975

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑田1975（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第740号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡福智町弁城41・42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第741号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 飯塚市大分字ハツカシ938の7、938の40、938の46、938の41・938の55（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第742号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
- うきは市吉井町福益字白岩1991の4、1994の1
- 2 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第743号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
- 久留米市高良内町字明星2190の56

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第744号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市三ヶ畑字松原谷893の1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第745号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市脇田字福井2621

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第746号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字英彦山字谷頭38、662から664まで、字先大門154、字石佛160の2、字大和183
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第747号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市宮田字笠城1882の1
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字笠城1882の1（次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第748号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市黒丸字西ノ上1367から1370まで、1371の1、1374、字尻無1789、字丸尾1846、1847、1848の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸尾1846・1847・1848の1・字尻無1789・字西ノ上1367から1370まで・1371の1・1374（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第749号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市三ヶ畑字松原谷896の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松原谷896の2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第750号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉穂郡桂川町大字瀬戸字日ノ隈4の8、4の10から4の12まで、4の15、4の16
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字日ノ隈4の10から4の12まで・4の15・4の16（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第751号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡香春町大字採銅所字城山6530、字三ノ岳6716の36・6716の67（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字三ノ岳6716の36・6716の67・字城山6530（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第752号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字榊田字久前729、756

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字久前729・756（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第753号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市天道字大谷294、303、291・293（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大谷294・303（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第754号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市上山田字猪ノ鼻1161の45

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字猪ノ鼻1161の45（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第755号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字溝ノ口横藪2892の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字溝ノ口横藪2892の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第756号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第757号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

風害の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	一般 国道	495号	前	遠賀郡芦屋町山鹿2123番先から 遠賀郡芦屋町中ノ浜1984番先まで	5.7 ～ 27.4	392.5
			前	遠賀郡芦屋町山鹿2123番先から 遠賀郡芦屋町中ノ浜1984番先まで	5.7 ～ 30.6	407.0
			後	遠賀郡芦屋町山鹿2123番先から 遠賀郡芦屋町中ノ浜1984番先まで	5.7 ～ 27.4	392.5

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市花見が丘一丁目273番1、273番4及び5204番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福津市中央五丁目17番2

上田 道人

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	響南町、原町、東小石町の各一部	平成26年8月18日
田川市	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字弓削田の一部	平成26年8月18日
糸田町	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	貴船、宮床の一部	平成26年8月18日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	葛原東三丁目、沼南町一丁目、沼本町一丁目、沼緑町一丁目、大字葛原、大字沼、及び大字曾根の各一部	平成26年8月18日
田川市	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字猪国の一部	平成26年8月18日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	平成23年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	大字伊加利の一部	平成26年8月18日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川市	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字伊加利の一部	平成26年8月18日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市紅葉ヶ丘東五丁目20番2から20番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び代表者氏名
福岡市博多区御供所町1番1号
積水ハウス株式会社 福岡シャーウッド住宅支店

支店長 吉岡 誠

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人障がい者YYくらぶ

(2) 代表者の氏名
吉田 博恵

(3) 主たる事務所の所在地
遠賀郡芦屋町祇園町2番1号

(4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、障がい者に対して、余暇活動支援や障害者自立支援法に基づく事業等を行い、充実した生活に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障がい者に対して、余暇活動支援や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業等を行い、充実した生活に寄与することを目的とする。

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次

のように縦覧に供する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営本河内地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成26年8月29日から 平成26年9月30日まで	赤村役場

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市寺福童字内畑下道東1034番2、1034番4、1034番5、1034番8から1034番12まで及び1035番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
熊本県熊本市南区田迎五丁目4番6号
TAKASUGI株式会社
代表取締役 平島 孝典

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成26年8月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ドラッグストアモリ大川店
 (2) 所在地 大川市大字郷原字一町四反583番1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ドラッグストアモリ	朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ドラッグストアモリ	朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成27年4月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,455平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物南側	64

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
建物南東側	8
建物敷地南東側	18
	26

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷 さ ば き 施 設 の 位 置	面積(平方メートル)
建物西側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物西側	7.00

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地南側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年7月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ホームプラザナフコ篠栗店
 (2) 所在地 糟屋郡篠栗町大字乙犬1014番1ほか

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後

1,900㎡	2,880㎡
--------	--------

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐車場 (本館 建物西側)	164台	駐車場 (本館 建物西側)	90台
合 計	164台	合 計	90台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
駐輪場 (本館 建物西側)	30台	駐輪場 (本館 建物西側)	20台
合 計	30台	合 計	20台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
荷捌き施設 1 (本館 建物東側)	100.0㎡	荷捌き施設 1 (本館 建物東側)	100.0㎡
—	—	荷捌き施設 2 (資材館 建物西側)	37.5㎡
合 計	100.0㎡	合 計	137.5㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
位置	収容台数	位置	収容台数
廃棄物等保管施設 (本館 建物東側)	33.75㎡	廃棄物等保管施設 1 (本館 建物東側)	33.75㎡

—	—	廃棄物等保管施設2 (資材館 建物北側)	21.39㎡
合 計	33.75㎡	合 計	55.14㎡

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変 更 前		変 更 後	
	開店時間	閉店時間	開店時間	閉店時間
株式会社ナフコ	午前 8 時00分	午後 8 時00分	午前 7 時00分	午後 9 時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前		変更後	
駐車場 (本館 建物西側)	午前 7 時30分から午 後 8 時30分	駐車場 (本館 建物西側)	午前 6 時30分から午 後 9 時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口の数	位置	出入口の数	位置
2	本館 建物東側	2	本館 建物東側

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年8月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人ワンハート陽だまり

(2) 代表者の氏名
田中 十三一

(3) 主たる事務所の所在地
小郡市小郡1095番地1

(4) 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者に対して、地域における社会的自立のための地域活動支援センター事業の受託を行ったり、障害についての理解を深め、暖かい街づくりに寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日
平成26年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
(旧)
NPO法人環境に優しい建築を考える会
(新)
NPO法人環境に優しい建築推進機構

(2) 代表者の氏名
小倉 正憲

(3) 主たる事務所の所在地
福岡市東区土井一丁目18番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、建設物を通して環境問題を広く社会にアピールし、人々が安心して住める住環境を提供すると共に、環境に優しい建築の推進を図る事を目的に設立されたものである。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日
平成26年7月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人小羊の里

(2) 代表者の氏名
森田 美穂

(3) 主たる事務所の所在地
福岡市西区拾六町二丁目11番10号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、循環し調和に富む自然環境の保全と、健康で安全、安心な社会環境づくりに関する事業を行い、自然を回復させ、人類の平和と幸福の増進に寄与することを目的とする。

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免について（昭和53年10月31日53税第910号総務部長通達）の一部改正を行ったので

、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い必要となる規定の整理及び申請書様式の変更を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 改正日

平成26年8月6日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 スーパーモリナガ津福店
- (2) 所在地 久留米市津福今町字戸島416番2ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 水巻ショッピングバザール
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 水巻ショッピングバザール
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし